

飲用水水質検査

原水 39項目

区分		No.	項 目	基準値
健康に関する項目	病原微生物	1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
		2	大腸菌	検出されないこと
	金属類	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
		4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
		5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
		6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
		7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
		8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
	無機物	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
		12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
		13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
	有機物	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
		17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
		20	ベンゼン	0.01mg/L以下
	金属類	21	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
		22	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
		23	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
		24	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下

性状に関する項目		25	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下
		26	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下
	無機物	27	塩化物イオン	200mg/L以下
		28	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
	一般性状	29	蒸発残留物	500mg/L以下
	有機物	30	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
		31	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
		32	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
		33	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
		34	フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L以下
	一般性状	35	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L以下
		36	pH値	5.8以上8.6以下
		37	臭気	異常でないこと
		38	色度	5度以下
		39	濁度	2度以下

* これらの項目は、水道法に基づく水質基準を定めるためのものです。
特に、飲用水として利用される水質を維持するため、これらの項目を検査し、
基準値を超えないようにすることが重要です。

* 臨時の水質検査：水質基準に適合しないおそれがある時に行う検査です。